

北海道における原胤昭

三 吉 明

1. 序
2. 北海道渡道以前の活動
3. 北海道集治監教諭師時代
4. 北海道引揚以後の活動
5. 結

1

かって自ら北海道へわたり、原胤昭を助けて、月形村(樺戸)の樺戸キリスト教会に赴任した(明治27年より)生江孝之が、その著『日本基督教社会事業史』(昭和6年)のなかに、

わが国の監獄改良事業と、基督教との関係は、ドクトル・ベリーを以つてその先駆者とするのであるが、邦人基督教徒にして始めてこれに着手したのは原胤昭である(以下)。

さらにつづけて、

釈放者保護事業を創始し、爾来一貫して独力この至難の事業を經營し、今日に至つているが(第6章)、その手にかかる被保護者の数は約8千人、その7割はよく改悛して、正道に立ち帰つたといふ。この間、氏は幾度か御下賜金の恩命に浴し、大正4年には、特にその功績を録されて、勅定藍綬褒章を賜はり、大正13年には勲六等瑞宝章を綬けられたが、大正15年には、恩賜財団慶福会より終身奨励金を綬与せられ、摂政宮殿下に拝謁を賜はるなど、その光栄に浴すること一再ならず、さらに御大典に際して、從六位に叙せられたのであるが、氏が多年に亘る功績を思へば、また当然のことであろう(第27頁)。

と書いている。

北海道における原胤昭

まさしくここに記されているように、原胤昭は、その頃の監獄における囚人に対する教誨事業が、ともすると仏教徒の専売かの如き観すらあつたその時代に、キリスト教を携えて、この事業に取組んでいた最初の邦人として、忘れることのできない人物であり、特に北海道集治監に、キリスト教を導入した点においても⁽¹⁾、その功績は非常に大きい。

原の90年の生涯のうち、北海道における活躍は、明治21年（1888）4月より、同28年（1895）12月までの、正確にいえば僅か7年9月に過ぎなかつたが、彼の尽力によって、北海道における5集治監の教誨師全員が、キリスト者をもって占めるという、北海道行刑史上かつてない隆盛期を築きあげたのであった。また多くのキリスト者によって、北海道各地に、民間社会事業発展の緒を開いた点についても、その役割を看過することはできない⁽²⁾。

一方、原自身にとっても、北海道における彼の様々な生活体験は、その後の彼の事業の上にも、大きな影響のあることが、容易に看取できるのである。

その意味においても、原胤昭の生涯と事業は、わが国社会事業史上、特に黎明期にあつた民間社会事業に果した役割の、非常に大きかったことを明らかにする手懸りとして、彼が北海道における、活動の実態を尋ね、キリスト教が、社会事業に及ぼした影響について、ここにいささかの考究を試みたのである。

注

1. 福島恒雄「北海道キリスト教史の一考察——教誨師の群を中心として」（北海道区農村教化研究所、昭和40年刊）
2. 三吉明著「北海道社会事業の歴史」（図譜新社、昭和41年刊）

2

原胤昭が、北海道へ来ることになった動機について、明らかにする必要があろう。

原泰一（原胤昭の養子）が、『北海道回想録』（昭和39年）のなかで、「免囚保護の先駆者＝原胤昭」と題して述べている。これは原に関する最も新しい記述とみることができるが、それによると、

原胤昭は、嘉永6年（1853）2月2日江戸日本橋茅場町河岸八丁堀の町方与力の家に生まれた。明治元年（1868）東京市制となり、明治7年（1874）2月28日、アメリカ宣教師カロゾルスによって、キリスト教の洗礼を受け、銀座独立教会を創設すると共に、英書及び聖書の販売店「十字屋」を開業

北海道における原胤昭

した⁽¹⁾。これはもちろんキリスト教の十字架の表象にちなんだものである。時に弱冠22才、いかに先進的な文化人であったかを知ることができる。翌8年（1875）には、キリスト教主義の週刊誌「東京新報」を発刊、さらに同9年（1876）には、京橋三十間堀に、私立原女学校を創設した。

『現代婦人運動史年表』（三井礼子著）によれば、

原女学校は、原胤昭がカロザース夫人のA 6番女学校廃止に際して設立、その生徒を収容し、米国婦人宣教師ツルーを教師とした、基督教主義女学校の最初のものであった。明治13年（1880）、原女学校が経営難から廃校となり、ツルーは生徒と共に新栄女学校にうつる。のち桜井女学校と合併して、女子学院となり、矢島楓子校長となる。

と記されている。

そのうち明治16年（1883）秋、原は福島事件⁽²⁾に関連する錦絵を刊行して筆禍にあい、罪に問われて軽禁錮3カ月、罰金30円に処せられ、石川島監獄に投ぜられた。このときの、この体験こそ、彼が監獄改良事業のため、出獄者保護のため、その生涯を捧げる転機となったのである。

やがて翌17年（1884）、新設の神戸仮留監の教誨師となつた。この仮留監というのは（「日本近世行刑史稿」下巻）

明治17年7月、兵庫県兵庫に仮留監を設置し、

1. 内務省の直轄となし、なお同時に東京、宮城、三池の3集治監中に、仮留監を附設し、いずれも北海道集治監に発遣すべき囚徒を、一時拘禁する所とした。

2. 内務1等属阪部寛を典獄に任じ、兵庫仮留監に勤務を命じ、仮留監典獄以下官等、俸給、職制及び服制は總て集治監に準拠せしめた。

仮留監設置に伴ない徒刑、流刑及び禁獄の刑に処せられたる囚徒押送順序、地方区分を定め、これらの刑に処せられた囚徒裁判確定せし時は、これを管束せし地方より、警察通伝を以て、直ちにその連合仮留監に押送することとした。

兵庫仮留監

関西、北陸、山陰、中国、四国

東京仮留監

北海道における原胤昭

関東、東海、三重

宮城仮留監

東北6県と新潟

三池仮留監

九州各県

さて、その頃の監獄とキリスト教についてみると（「日本監獄教誨」、史 昭和2年刊），

明治12年、英國公使館付武官が、巣鴨監獄を參觀し、看読用として聖書4冊を寄付しやうとしたことがある。監獄当局は再三その受領を拒否しても聞き入れないので、「先方の機嫌を損ぜんことを慮り」やむなくこれを受けたが、そのまま放置して遂に看読させなかった。

同21年、片岡健吉、武市安哉が、保安条例に触れて投獄された。英國聖書会社ジョージプライトがこれを聞き、聖書を差入れやうとしたが許されず、また米国人ミロール宣教師が、布教の件を願い出たところ「その場所に差支えあり」として許可されなかった。

その頃、唯一の例外として認められたのは、神戸監獄におけるベリー(John Cuting Berry 1847-1936)であった。彼は明治5年(1872)来日した、アメリカ海外伝道協会宣教医で、神戸、岡山、京都で伝道し、同志社病院を創設、看護婦養成所を設立したほか、わが国の監獄制度改良の基を開いた、特記すべき人物である。医師としての特殊な地位をもって、監獄内のキリスト教による教誨が認められ、明治10年(1877)に、「新約社」なる囚人信者の一団を組織するまでに至った。このなかには釈放後、学校経営者となった者、県庁の課長となったものもあった。その後、ようやく地方の監獄にキリスト教の教誨がみられるようになったのである（前掲）。

明治23年11月から、盛岡監獄（手）において、三浦徹牧師、ミロール宣教師、英國人ポンティ宣教師が請願して、毎日曜日に教誨をした（同25年まで）。

また、高知監獄（図）では、吉岡弘毅牧師が、明治21年から篤志教誨師として働いている（同23年まで）。

神戸監獄州本分監では、明治28年11月から、田中助牧師が教誨師として赴任した（同29年まで）。

原は、仮留監とはいえ、監獄において邦人が、キリスト教による教誨をお

北海道における原胤昭

こなった最初の人物であった。その間にベリーと協力し、監獄改良に関する意見を、監獄局長清浦奎吾に屢々提出すると共に、教誨技術にカード方式を採用するなど、今日のケースワーク方式がおこなわれた。それのみならず原は、既に出獄者をわが家に引取り、世話をしていたのである。

やがて、仮留監から北海道へ新設された釧路集治監へ、囚徒を輸送するについて、阪部典獄は、囚人の間に最も信頼されている原を、引率者の1人に加えるよう特に懇請したのであった。海路数日を要する輸送中、凶悪囚を平穏に統率し得るのは、彼をおいて外にないと認めたからである。

阪部は後に、少年感化院の設立を計画するなど、教護には開拓的役割を果した人物であった⁽³⁾。

注

1. 今日の銀座の楽器店十字屋がその場所に当る。
2. 明治15年11月、自由民権論者河野広中を中心に田母野秀頼、花香恭次郎らが福島県下に集り、県令三島通庸に対する弾劾をおこなった事件。
3. 社会局「感化事業回顧30年」昭和5年刊、参照。

3

兵庫の仮留監からの海上輸送が、どのようなものであったかを、明らかにすることはできないが、原胤昭の唯一の伝記とみられる『更生保護の父原胤昭』(若木雅夫著・渡辺)によれば、「日本海を廻って船は順調に進んだ(慣)⁽⁴⁾」、と簡単に記されている。敦賀と奥羽の北端地方との航路が、日本海岸に沿って、古くから開かれていたことは、阿部臣遠征(慶明天)の足跡からみても、想像されるところである。海流の関係からも、北海道への出稼ぎは、表日本に比すれば、裏日本が遙かに盛んであったことをみても、このルートを行ったことは想像ができる。しかし、輸送用の船は何隻であったのか、一時に何人を輸送し得たのかについては、資料が不十分である。

しかしながら、原の後任として釧路へ赴いた大塚素(1866~1920)の渡航日記をみると(大正12年)、

明治25年9月16日10時半(横浜)、端艇に上り近江丸に上る。1時頃に出帆せり、船の速力12哩なりと、この船1,500屯なり。17日午後1時、荻の浜に着く。人家僅かに60戸。名物に硯を売つてゐる。18日午後1時頃、船は函館湾に入る。家の多くは洋風、何となく異郷に入りし趣あり、仮泊。19日早朝上陸、端艇の代10銭、荻の浜は3銭、横浜は7銭なり。午後2時函

北海道における原胤昭

館を出帆、日本海に入りて風波甚しく、船の動搖も甚し。20日朝10時、小樽着。

と記している(以下)。さらに釧路へ向っては(前掲),

同年10月16日午後1時手宮を発す。船は高砂丸、日本海静かなり。17日午前4時頃、白神の灯台を左にして津軽海峡を過ぐ。8時頃函館に着す。旅館勝田に投す。釧路行きの舟いつ出づべきや定かならず。(中略) 21日午前3時半巴港丸、巴港を抜锚す。同船人多く船室小なれば窮屈なること謂はん方なし。夜寒氣強し。襟裳岬の灯台を認む、時に午後7時頃なりし。22日午前8時無事釧路港に着、曲吉という宿に着す。幸い明日は日曜日なれば1日逗留す。23日午後7時解纜の川蒸気にて標茶しべぢゃに行かんとす。船は8時過ぎに至って発す。2疊敷位の所に4人なり。24日午前5時頃、湧頃別に着す。霜雪の如し、川岸の一家屋に入りて暖を取る。10時に近き頃馬来る。1頭は荷物を、1頭には余跨る。湧頃別より標茶まで行程4里、路頗る悪し。午後1時標茶に着く(以下)。

以上がその頃の行程であることを思えば、原の引率した囚人の輸送が、如何に困難なものであったか、想像に余りあるといえよう。

その頃すでに、北海道には集治監が設けられ、ここに流徒刑の囚人が送り込まれていた。それは

1. 北辺の未開地に送って自耕自食させ、危険分子を排除して、社会的治安の維持をはかり,
2. 徒流刑囚徒の労働力を活用して、北海道の開拓にあたらせ,
3. 受刑者の改化遷善を促し、人口稀薄な北海道に安住の地を与え、自立更生させようとした。

ものであって、明治14年(1881)9月3日、石狩国樺戸郡石狩川の上流、須倍都太に樺戸集治監が開庁され、内務省権少書記官月形潔が、初代典獄に任命された。つづいて明治15年(1882)7月5日、石狩国空知郡市来知村に、空知集治監が開庁し、内務省権少書記官渡辺惟精が典獄となつた。

さらに釧路国川上郡熊牛村字標茶に、明治18年(1885)11月10日、釧路集治監が開庁、内務省御用掛大井上輝前が初代典獄に任命された。大井上典獄は、原が囚徒たちの間に、非常な人望のあることをみて、是非このままこの

北海道における原胤昭

地に留って、教誨事業をつづけてほしいと懇望した。教誨師の任免は典獄の権限にあった（開港14年内）。原はその熱意と、キリスト教に対する深い理解とで心を動かされ、ついに留って大井上の事業を助けることになり、間もなく妻みき子と、4人の子供達が、神戸から釧路へよび寄せられたのである（原胤一述 前掲書）。

大井上は、現在月形村役場に保管されている資料によると、嘉永元年（1848）10月、愛媛県喜多郡大淵町 559 に、土族大井上瀬脇の4男として生れた。明治2年（1869）函館府に勤務、同4年大主典に任せられ、翌年ロシアへ出張、のち樺太支庁に勤務、明治15年（1882）2月、内務省御用掛となって、特に翌年10月から監獄局の事務を扱い、さらに同17年11月から、集治監建設に精根を尽したのである。

釧路在勤中には川上郡長を兼任（明治22年）、同23年7月、空知集治監転勤、明治24年7月に樺戸集治監が、北海道集治監として、全道の本監となつたときその初代典獄となつた。同28年（1895）7月、集治監が再び内務省の直轄となつたとき47才で退官した。

そののち札幌区会議員に選ばれ（札幌区史 明治14年刊）、長く議長の要職にあって、創設時代の地方自治のために貢献した。明治5年に東京の丸山清吉の次女チカヨ（安政3年8月生）と結婚し、唯一（明治7年生）、ハル（明治19年生）、ナツ（明治24年生）の1男2女があつたが、樺戸典獄時代に孤児を養子とした（樺戸監獄史 補説昭和25年）。明治40年に東京へ引揚げて、同45年（1912）64才で死去した。彼の一家がみな熱心なクリスチヤンであったが、彼自身については供野外吉「北海道での自由民権運動余瀝」（北海道史 方更 55号）に詳しい。

この頃、大井上の要請に基づいて、原は金森通倫（1859～1945）や小崎弘道（1859～1938）を通じて、クリスチヤンの教誨師の斡旋方を依頼した。そのため全道5集治監とも、同志社出身のクリスチヤンで独占された⁽¹⁾。

そもそも北海道集治監は、内務卿伊藤博文によれば（明治12年 三、条太政大臣元）、「墾土ト工業ノ本源広且大ナル地ヲトシ」て獄舎を設け、「囚徒ヲ管束シテ工業ヲ授ケ」「憲治遷善ノ効ヲ奏セん」として設けられたものである。監獄の作業は、外役と内役とに別けられるが、標茶においては硫黄山採掘及び製煉、道路開鑿がこの外役にあたる。また当時の監獄学の権威小河滋次郎も、

我国今日ノ実際ニツイテ見レバ、殊ニ北海道ノ如キ新開墾ノ地ニアツテハ、外役モ亦勢之ヲ必要トスルノ情況ナキ能ハズ。且ツ施行其當ヲ得、囚

北海道における原胤昭

教誨師一覧

集 治 监	就 任	氏 名			退 任	備 考
樺 戸	24. 10	阿 部 政 恒			25. 3	網走転出
	25. 3	松 尾 音 次 郎			26. 1	退 職
	25. 12	原 肇 昭			28. 11	連袂辞職
	26. 8	水 崎 基 一			28. 7	釧路転出
	26. 7	山 本 尚 助			28. 8	網走転出
空 知	24. 5	留 岡 幸 極			27. 3	退職渡米
	24. 10	篠 宮 吉 道			25. 4	退 職
	26. 5	末 原 保 肇			28. 11	連袂辞職
釧 路	21. 4	大 塚 基 素			25. 12	樺戸転出
	25. 8	水 崎 一			28. 8	退 職
	28. 7	阿 部 恒			28. 11	連袂辞職
網 走	25. 3	中 江 汪			27. 10	退 職
	27. 7	山 本 尚			28. 8	退 職
	28. 8	牧 野 次			28. 11	連袂辞職
十 勝	28. 3				28. 11	連袂辞職

人ノ採拓其宜シキニ適ヘバ、或ハ却ツテ比較的有効ノ成績ヲ呈スルニ至ルヤモ計ルベカラズ。但シ外役ハ如何ナル場合ニ論ナク、総テ自由人ト區別スルヲ得ベキ方法ヲ以テ之ヲ行フ。

と述べている(監獄學)。かくして、硫黄山に仮監たる外役所を設け、釧路集治監囚人の労役は、明治19年(1886)11月から始まった(「標茶町史實」)。囚徒250人を分派し、同山借区人山田朔郎、のちに安田善次郎に貸与えて、硫黄採掘に使用した。最低工錢1囚1日15錢であった。

原はその頃、兵庫においておこなっていたと同様に、監房の中に入つて、囚人と膝を交えて話す「臨房教誨」や、特別の個室を設けて個人的に話す「個人教誨」をおこなっていた。この教誨技術は、わが国では原が最初の人である⁽²⁾。明治25年10月25日の、大塚素の日誌によれば、

囚徒の信書を見る。幼年囚徒に読書習字を教ふ。原氏の昼飯後の教誨を傍聴す。工場、監房等を見る。個人に就き説諭教誨せらるるを傍聴す。余は狎れぬ事とて見聞するもの悲愴の觀ならざるなければ、精神鬱々たるを免かれず、時に悚然として満身寒栗を発せり。

と書いている(前掲實)^(713頁)。このように原は、標茶の本監と、鉱山の外役所と、

北海道における原胤昭

およそ11里(44^{キロメートル})の間を往復しながら、囚人1人1人に教誨をおこない、或いはキリスト教による説教や、さらには町民のための日曜学校、礼拝説教をおこない、出獄者の身許引受人となって、就職更生のために献身した。しかし、硫黄山外役所の労役は、

硫黄ノ採取ニ從事セシモノハ、鉱山自体ヨリ噴出スル蒸氣ト共ニ、其附近ニ亜硫酸瓦斯ヲ發生スルコト多キト及硫黃採取ニ際シ紛末竄入ノ刺戟等ニヨリ、視器ヲ害スルコト頗ル多ク、出役者ノ過半ハ眼疾ヲ患ヒ、次デ失明ノ不幸ニ陥ル

状態で(^{前掲資料}_{第3集})、特に同20年6月に至って、栄養の失調による水腫病のため死亡するものさえあり、囚人300余人中半年間の罹患145、うち42名死亡という「緩慢なる死刑ともいべきであった」と記録されている。

原は驚いて、これこそ人道上の問題として、直ちに就業の中止を典獄に進言し、また清浦局長にも報告し、同21年7月にこの殺人的労働はようやく終った。そのあと、原は釧路出獄人保護会を設立しようと図り、標茶の荒蕪地40万坪の土地貸下げを、椎原釧路郡長に提出した(明治24年11月)。これは刑期を終えた出獄者の農業協同組合方式を計画したものであって、次のような趣意書の写が、今も保存されている(^{永久保存}_{書類})。

古語ニ曰ク、己レ共ニ囚ルルガ如ク囚者ヲ念ヘト、宜ナル哉言ヤ。世ニ囚者ホド憐ムベキ者アラズ。唯々其行為ヲ警見スレバ、憎ムベク斥クベキ凶漢ナレドモ、復タ退テ其心意ヲ鑒察スレバ、実ニ哀憐憫諒スペキモノアリ。(中略) 蓋シ彼等囚人ハ一朝ノ誘惑ヨリシテ、世に悪毒ヲ流セリト雖モ、心身共ニ幽暗黒裏ニ入り、懲戒教誨ノ両支配下ハ数年ヲ棲息シタルモノナレバ、誰カ改過遷善ノ念ヲ起サザランヤ。然ルニ獄ヲ放テバ、忽チ再犯シ、踵ヲ廻ラシテ獄闇ヲ踏ム、恰モ彼等ハ囹圄ノ生ヲ好ムモノノ如シ。(下略)

この計画の回答は、なぜか非常な時間を要して、明治26年(1893)1月になってしまった。もうその時には、原は大井上の栄転の後を追うように、明治25年12月には樺戸集治監へ移っていたのである。樺戸においても、明治26年(1893)1月、大井上の名儀をもって、月形町に350万坪の貸下げを申請した。これも同様に出獄者をもって農作組合を編成して、共有財

北海道における原胤昭

産をつくり、別に保護会の開墾した土地1万坪を貸与え、3年後にその貸与地を個人の所有にできるというものであった。しかしここでもその認可は、原の辞職した同28年11月までには、届かなかったのである。

樺戸監獄へ転任した大井上典獄は（明治24年）、本町通り小塩清作宅前に、間口4間、奥行12間のキリスト教会を建てた（前掲「樺戸」）。たまたま伝道の目的をもって、北海道へ来ていた生江孝之(1867~1955)が、ここで働いた。信者も50人ほどあった。もちろん原もこれを助けた。残念ながらこの教会は、明治35年（1902）類焼にあい、ついに今日まで再建されていない。

原は教誨事業のかたわら、ここで「獄事叢書」を刊行している。明治27年4月創刊、月刊1部4銭ほかに郵送5厘、発行所は月形村同情会で、発行の趣意を次のように述べている。

不肖胤昭獄事叢書編輯の任に当る豈に一篇の辞なくして机案に対するの顔ばせあらんや。胤昭は一途、監獄改良の志望を懷くもののみ、学あり識あり徳ありて之に与かる者に非す。況んや貴重なる雑誌編輯の大任をや。然れども胤昭は、監獄改良てふ事のためには粉骨碎身敢て労を厭はざるものなり、固と是れ本紙を此に発刊するに至りしものは、嘗てより同情会友の間に智識を交詢し獄事を討究するための通信法あり、予輩を裨益すること尠少ならざりしによらずんばあらず。而して其録述する処は等しく監獄問題にありたれども、予輩の謹読して明教を受ける各監獄雑誌等には、登録せらるる程の事も無き些末の事柄、然れども予輩実務者のためには必要なる治獄遇囚、戒護検束、処務監督衛生の事を、極めて手近かに実際に照らして考究討議するが故に、直接に益を得ること多かりし也。依て予輩は此の方法を拡張せんと望むこと爰に年あり、遂に筆記に代ゆるに本紙を以てするに至りしもの也（下略）

として論説、特別寄書、雑録、獄務評論、時事、外報、衛生、官令、監獄学、その他を加えて46版30頁のものであった。これは原が退任の日まで、欠かさず発刊された。

前述のように大井上典獄が退任後、石沢謹吾が後任として着任した。直ちに教誨師に本願寺大谷派を併用することとなったので、原はこれを潔しとせず、前掲別表のように同志5人とともに連袂辞職してしまった。その理由として、

北海道における原胤昭

1. 道義的教誨師を採用せられざりしこと。
 2. 作業経済に偏重して教誨に重きをおかれざること。
 3. 教誨師は幾宗派の人物を併用すべきもにあらざること。
- などをあげている（「監獄雑誌」6巻12号）。このため集治監のキリスト教は、にわかに衰退をみせる結果となったことは、惜まれるところである。

注

1. 三吉明「北海道の集治監とキリスト教」（北星論集第3号、昭和41年）参照。
2. 三吉明「有馬四郎助」（吉川弘文館、昭和42年刊）参照。

4

原胤昭が、北海道在住時代は、空知をはじめ各集治監とも、キリスト教の熱いはまことに盛んなものであり⁽¹⁾、また各地にキリスト教会も設立される一方、有力な伝道者の来道も踵を接するほどの盛況であった（岩島恒雄「北海道」基督教史年表）。それだけに原ら教誨師の退道は惜まれる。原は明治29年（1896）東京毎日新聞社の事務局長となつたが、英照皇太后陛下の御死去に伴う大赦によって⁽²⁾、15,360余人の釈放者のあることを知り、ついに意を決して、東京神田南神保町の本多庸一（1848~1912）が使っていった教会を譲受けて、東京出獄人保護所原寄宿舎を開設（明治30年1月）したのである。これは彼の畢世の事業となつた。その一方においては、中央慈善協会を設立して常任理事となるなど、常に社会事業の新しい課題に対して、積極的に取組み、児童虐待防止のために、或いは住宅改良問題のために小住宅50戸を提供するなど、その功績は非常に大きい。

東京保護会は、創立以来40年、およそ1万人の釈放者の救済をおこなつたが、昭和13年（1938）これを解散し、その財産の大半を、当時の収容者自立資金として与えてしまった。その間、保育所の経営など単に司法保護にとどまらず、児童福祉、住宅問題など、その活動はもちろん、海外の状況についても非常な知識をもつていた。昭和17年（1942）2月、東京品川において永眠、とき89才であった。

注

1. 「留岡幸助君古稀記念集」同刊行会、昭和8年刊、参照。
2. 北海道地方保護司連盟「北海道開発と更生保護」昭和37年刊、参照。

5

既に述べたように、原胤昭は、わが国における非常に早い時期のキリスト

北海道における原胤昭

教の平信徒として、実に忠実なる信仰の実践者であった。ようやく30才にして既に東京府商工会議所議員として、実業界においても、まさにすぐれた手腕家であり、先進的文化人であったのである。それがたまたま監獄の経験をし、九死に一生を得て、その生涯を、受刑者のために、釈放者のために尽すこととなつたのである。不思議なる摂理というほかはない。しかも面接技術において、カード方式の採用において、そこには実に専門的高度の能力を見ることができる。

このほか特に文筆にもすぐれ、「母と子」及び「出獄人保護」などの数々の著述があり、原家の祖先に当る原主水に関する研究や、切支丹についての遺跡調査などにも、学究的な一面を備えていた。

明治11年（1878）大久保忠義の4女みき子と結婚し7男5女をあげ、まさに家庭円満な明るいクリスチャン・ホームであった。筆者も学生時代、既に80才に近い翁の懐旧談を拝聴したことがある。白髪の美しい和服のよく似合う先代羽左衛門型の瘠身で、歯切れのいい生粋の江戸っ子の、話巧者であった。特に石川監獄における模様など深刻ななかにもユーモアがあつて、今も忘れることができない。

愛の実践者として、燃ゆるが如き信仰の人として、もう一度われらの前に立せ、その遺徳を偲びたいものである。

(42. 9.1)

Hara Taneaki and his Activities (or Career) in Hokkaido

Akira MIYOSHI

Hara Taneaki was the first Christian Japanese who pioneered in the rehabilitation of delinquents in prisons.

By his efforts, five newly built penitentiaries in Hokkaido came to have ten Christian preachers, a remarkable accomplishment at the time.

Social Work and Social Pathology

Yoshihiro OHTA

Owing to the development of capitalism and modern science, our physical life has become easier and more comfortable. However it is also true that so-called modernization has not always contributed to man's real happiness. The various difficulties may be called social pathological phenomena.

First, the writer explains the historical differences between social problems and social pathology, and discusses the significance of the pathological approach towards problems in the modern society.

Second, in order to grasp the meaning of social pathology, the writer glances at its history, concepts and theories, for example, social maladjustment, anomie, alienation, tension, disorganization, deviation, etc.

Finally, he refers to relationships between social pathology and social work.

Organizational Analysis of Social Welfare Agency —The Conflict between Bureaucracy and Professionalism—

Jiro MATSUI

There are two opposite views of social work theory in Japan: one a 'micro-viewpoint' and the other a 'macro-viewpoint.' These two theories have not been well integrated. In order to do so, we should analyze not only the process in which social work practitioners translate the social policies into services under the agency policies and procedures, but also the process in which they change the agency policies and further modify the social policies.